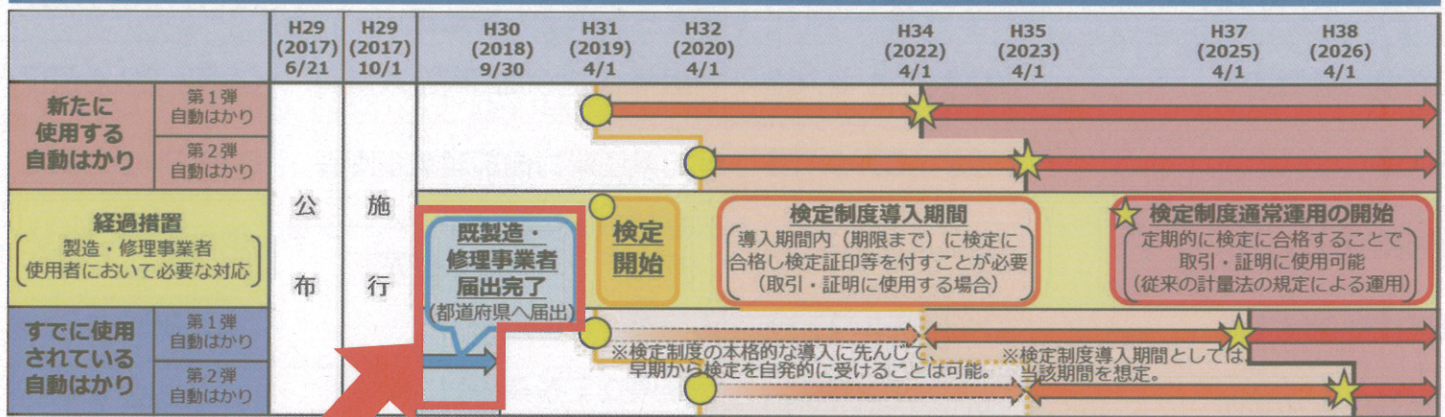


自動はかりの製造・修理 事業者届出を開始しました

既に自動はかりの製造・修理を行っている事業者は、計量法の規定に基づき、**平成29年10月1日～平成30年9月30日までに届出書を都道府県に提出ください。**

※新たに自動はかりの製造又は修理を行う事業者も、事業開始に際し届出書の提出が必要となります。

○自動はかりに関するスケジュール

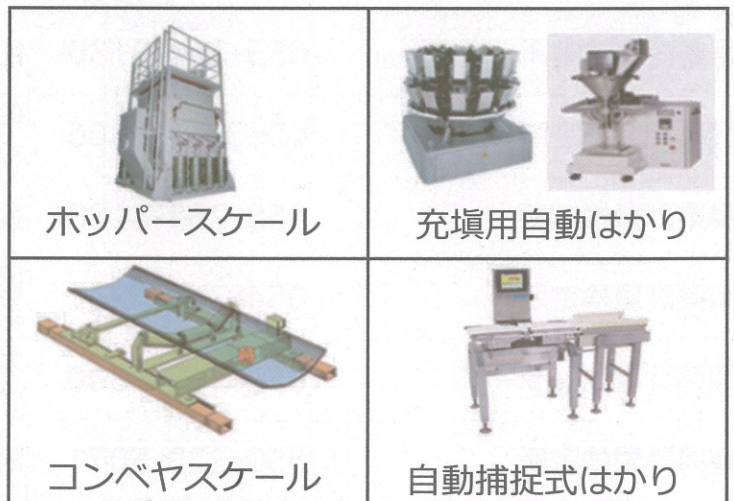


この期間に関するお知らせです。

○今回届出頂く事業の区分の略称は、以下の5種類です。

- ・ホッパースケール
- ・充填用自動はかり
- ・コンベヤスケール
- ・自動捕捉式はかり
- ・その他の自動はかり

<一例>



自動はかりの製造とは：

自動はかりを構成する部品を組み立てて自動はかりを完成させる行為のことです。例えば、**外部から調達したはかりを部品の一部として自動はかりを完成させる行為も製造に当たります。**

お問い合わせ先

- ・法律の施行・主旨に関すること：

経済産業省産業技術環境局計量行政室（電話番号03-3501-1688）

- ・届出手続きに関すること：

工場又は事業所の所在の都道府県の計量関係窓口まで（連絡先は裏面に記載）

各都道府県の計量関係窓口

名称	電話番号	名称	電話番号
北海道計量検定所	011-572-1771	滋賀県計量検定所	077-563-3145
青森県商工労働部商工政策課 計量検定グループ	017-739-8555	京都府計量検定所	075-441-8335
岩手県商工労働観光部 商工企画室管理担当	019-629-5528	大阪府計量検定所指導課	072-873-4482
宮城県計量検定所	022-247-1641	兵庫県産業労働部 産業振興局工業振興課	078-341-7711
秋田県産業労働部産業政策課	018-860-2211	奈良県産業振興総合センター生活・産業技術研究部計量検定室	0742-30-4705
山形県商工労働部産業政策課	023-630-2115	和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工観光労働総務課	073-441-2713
福島県計量検定所	024-521-7655	鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課	0857-26-7601
茨城県計量検定所	029-221-2763	島根県商工労働部商工政策課	0852-22-6627
栃木県計量検定所	028-667-9425	岡山県産業労働部産業企画課	086-241-0561
群馬県計量検定所	027-263-2436	広島県商工労働局イノベーション推進チーム（計量検定）	082-513-3335
埼玉県計量検定所	048-652-2171	山口県計量検定所	083-985-1710
千葉県計量検定所	043-251-7209	徳島県立工業技術センター計量・計測担当	088-669-6369
東京都計量検定所	03-5617-6635	香川県計量検定所	087-881-2517
神奈川県計量検定所	045-421-3484	愛媛県計量検定所	089-947-4001
新潟県計量検定所	0256-36-2240	高知県計量検定所	088-845-7770
山梨県計量検定所	055-261-9130	福岡県計量検定所	092-939-1543
長野県計量検定所	0263-47-4006	佐賀県県民環境部くらしの安全安心課	0952-25-7069
岐阜県計量検定所	058-254-8188	長崎県計量検定所	095-844-9892
静岡県計量検定所	054-278-8311	熊本県産業技術センター総務管理室計量検定グループ	096-368-2101
愛知県計量センター	052-603-6300	大分県産業科学技術センター計量検定担当	097-596-7102
三重県計量検定所	059-223-5071	宮崎県計量検定所	0985-58-2929
富山県計量検定所	076-422-0551	鹿児島県計量検定所	099-269-5161
石川県計量検定所	076-241-4157	沖縄県計量検定所	098-889-2775
福井県計量検定所	0776-21-8218		

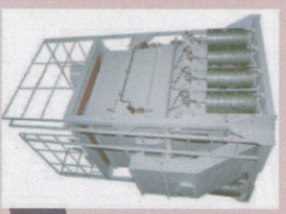
リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

自動で質量をはかる計量器（自動はかり）を 使用・製造・修理されている皆様へ

※計量法による特定計量器（届出・検定等の対象となるもの）が平成29年10月1日から追加されました。

ホッパースケール




各種原料等をホッパーに流入している状態で質量を計量し、一定量（設定量）に達するとホッパーから下流へ排出。

【主な計量対象】

- ・穀物類、配合飼料等（大容量が中心）

充填用自動はかり



各種原料および製品を、一定の質量に分割して袋、缶、箱などの容器に充てん（ランダムな質量を取捨選択して目的の質量にするタイプもある）。

【主な計量対象】

- ・食品、粉体、飼料、薬品等（小容量中心）

コンベヤスケール



ベルトコンベヤで連続輸送される原料および製品の受け渡しの際に計量。

【主な計量対象】

- ・鉱物類、穀物類、飼料等

自動捕捉式はかり（キャッチウエイヤ）



箱物、袋物、缶などの包装形態で計量を行う。欠品等の判別や異物混入の選別する機能も備えているタイプもある。

【主な計量対象】

- ・加工食品、飲料、薬品等

※写真・図は一例です。形状の異なる機器もございます。
※上記4器種に該当しない自動はかり（その他の自動はかり）もございます。

上記4器種のいずれかを
取引又は証明に使用されている方

検定の受検が必要になります

規定の期日までに検定を受検し、合格してください。（詳細は裏面）

- ※取引：有償であると無償であることを問わず、
物又は役務の給付を目的とする業務上の行為
- ※証明：公に又は業務上他人に一定の事実が
真実である旨を表明すること

上記4器種・その他の自動はかりを
製造又は修理されている方

原則として、取引又は証明に使用しているかどうかに関わらず、

届出が必要になります

平成30年9月30日までに都道府県計量行政機関に届出を行ってください。
（都道府県計量行政機関の連絡先）

http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/kyoju/techno_infra/61_kankeikan_todouhukuken.html

検定を受けていない
自動はかりをお使いの
皆様へ

自動はかりの検定は、自動捕捉式はかりについては2019年(平成31年)4月1日、
その他3器種については2020年(平成32年)4月1日から受検可能です。

お使いの自動はかりがホップスケール、充填用自動はかり、
コンベヤスケール、自動捕捉式はかりのいずれかである

YES

NO

自動はかりを取引・証明に使用している

検定対象外です

YES

NO

お使いの自動はかりは自動捕捉式はかりである

YES

NO

2022年(平成34年)3月31日までに
取引・証明に使用している

2023年(平成35年)3月31日までに
取引・証明に使用している

YES

NO

YES

NO

2025年(平成37年)
3月31日までに

取引・証明に
使用するまでに

2026年(平成38年)
3月31日までに

取引・証明に
使用するまでに

検定を受検し、合格してから取引・証明にお使いください

※検定合格の有効期間は、検定を行った次の年度の4月1日から起算して2年間

(適正計量管理事業所で使用している自動はかりの検定合格有効期間は、検定を行った次の年度の4月1日から起算して6年間)です。

検定の申請先は？

各自動はかりの検定業務を行う指定検定機関が検定を行います。
今後、要件を満たす指定検定機関の指定を国が行ってまいります。

今後、計量行政ウェブサイトに関連情報を順次追加していく予定です。⇒「計量行政」で検索
http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno/techno_infra/keiryousei.html

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。